

# はじめに

## I 京都府スポーツ推進計画改定に当たって

### 1 スポーツの意義と価値 ～京都府民みんなが持ちたい「スポーツごころ」～

2011（平成 23）年に制定されたスポーツ基本法においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。

また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものです。

このようなスポーツ基本法に掲げられた「スポーツの価値」を実現するため、文部科学省では、2017（平成 29）年 3 月、第 2 期「スポーツ基本計画」を策定し、2017（平成 29）年度から 2021 年度までの中長期的なスポーツ政策の基本方針として、

- (1) スポーツで「人生」が変わる！
- (2) スポーツで「社会」を変える！
- (3) スポーツで「世界」とつながる！
- (4) スポーツで「未来」を創る！

を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野と連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

京都府では、2014（平成 26）年 3 月策定の「京都府スポーツ推進計画」において、「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ！」「さあ！」「やってみよう！」という前向きで積極的な心のありようを「スポーツごころ」とし、本計画を「芽吹かせ」「広め」「深め」「高める」ためのテーマとし、取り組んできました。

府民の「QOL（Quality of Life 生活の質）」の向上に大きな役割を果たすスポーツの意義や価値を考慮し、これからも引き続き「スポーツごころ」をテーマとしたスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

#### スポーツごころ

感 動 : 強く心を動かされたい。また、動かしたい。

楽 し み : 興味を持って、楽しくありたい。

向 上 : さらなる進化を求めたい。

健 康 : 心も身体も健やかでありたい。

挑 戦 : 未知の世界へ立ち向かいたい。

つな が り : 人との結びつきを大切にしたい。

公 正 : 思いに偏りなく、正しくありたい。

## 2 計画改定の趣旨

京都府では、2014（平成 26）年に今後 10 年間を見通した本府のスポーツ推進に関する基本計画として、「京都府スポーツ推進計画」を策定し、スマートスポーツ（生涯スポーツ分野）、エンジョイスports（子どもスポーツ分野）、チャレンジスポーツ（競技スポーツ分野）、「夢・未来」スポーツ拠点の整備（施設充実分野）の 4 分野をスポーツ推進の柱と位置付け、その推進計画に基づき施策を展開してきました。

本計画策定後、2015（平成 27）年には、スポーツ行政を総合的に推進するスポーツ庁が創設されたのはじめ、2017（平成 29）年には、「第 2 期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ立国を目指す上での新たな指針が示されました。また、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（以下、「ワールドマスターズゲームズ」という。）と、3 年連続で国内で大規模な国際スポーツ大会が開催されるなど、スポーツに関する環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、京都府では、本計画が示す「京都府スポーツ推進計画」の基本的な趣旨を継承し、各目標の達成に向けて積極的に取り組んでいくことを基本としつつ、これまでの成果や課題を明らかにした上で、今後 5 年間で必要な施策について新たに計画に盛り込むべきと考え、改定することとしました。

## 3 計画の位置付け

文部科学省はスポーツ基本法（2011（平成 23）年 6 月制定）に基づき、平成 24 年に我が国のスポーツの推進に関する基本的な計画である「スポーツ基本計画」、2017（平成 29）年に「第 2 期スポーツ基本計画」を策定しました。

スポーツ基本法には、この計画を参酌して、都道府県でそれぞれの地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものと規定されています。（スポーツ基本法第 10 条）

京都府においては、2014（平成 26）年 3 月に「京都府スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの推進に努めてきましたが、これをさらに発展させるため、京都府スポーツ推進審議会をはじめ、関係部局、府民の皆様などから幅広く御意見をいただき、改定を進めました。

## 4 計画の期間

2014（平成 26）年度から 2023 年度までの 10 年間です。